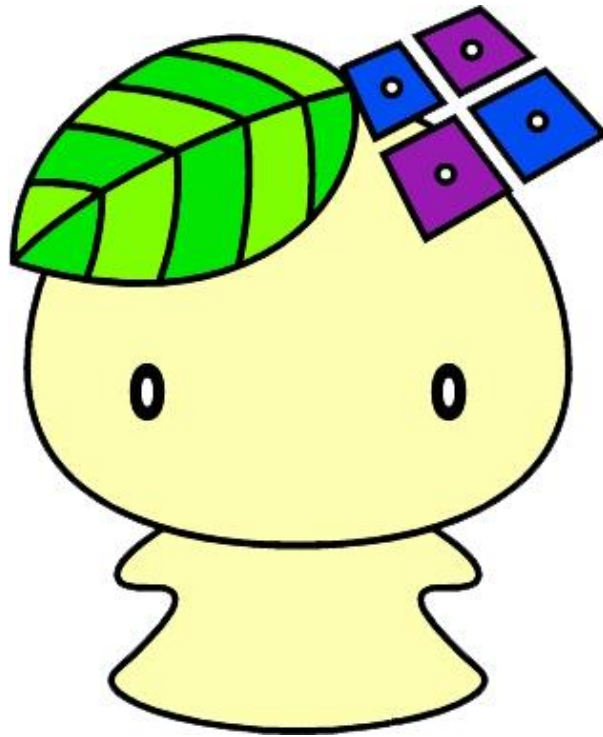


# 生野区地域福祉ビジョン

だれもが地域とつながりをもって、  
安心して暮らせる共生社会の実現に向け、  
みなさんと力をあわせて、生野区らしい福祉をつくります



平成 26 年（2014 年）12 月  
大阪市生野区役所

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>生野区地域福祉ビジョンの策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	策定の背景 .....	1
2	地域福祉ビジョンの位置づけ .....	1
3	取組期間 .....	2
<b>第2章</b>	<b>生野区の概況と福祉課題の多様化・複雑化</b>	<b>2</b>
1	概況 .....	2
2	福祉課題の多様化・複雑化 .....	3
<b>第3章</b>	<b>地域福祉ビジョンの基本理念</b>	<b>4</b>
<b>第4章</b>	<b>地域福祉ビジョンの推進のための取組</b>	<b>5</b>
1	地域支援システムの再構築 .....	5
2	生野区地域支援システムとは .....	5
(1)	校区等地域の福祉力を強化する仕組み .....	5
(2)	区内の福祉の担い手たちのつながりを強化する仕組み .....	5
3	地域福祉ビジョンを推進するための区の役割 .....	5
<b>第5章</b>	<b>地域福祉ビジョンの実現に向けて【重点取組】</b>	<b>6</b>
1	みんなで進める地域福祉の推進 .....	6
2	地域福祉の担い手づくりの推進 .....	7
3	きめ細やかな福祉サービスの実現に向けた連携の強化 .....	8
4	地域における安全・安心の仕組みづくり .....	9
5	健康づくりの取組 .....	9
6	権利擁護や虐待防止のための取組の推進 .....	11
7	共生社会の推進 .....	11
	<b>付属資料（用語の説明）</b> .....	<b>13</b>

## 第1章 生野区地域福祉ビジョンの策定にあたって

### 1 策定の背景

大阪市では、「地域福祉<sup>\*</sup>」を推進するために「大阪市地域福祉計画<sup>\*</sup>」を策定し、住民のみなさんをはじめ地域組織、保健・医療・福祉関係者など、地域の関係者の協働により様々な取組を進めてきました。

一方で、平成24年（2012年）7月に策定された「市政改革プラン<sup>\*</sup>」に基づき「ニア・イズ・ベター」の原則（補完性・近接性の原理）<sup>\*</sup>のもと、基礎自治行政に関しては区長の権限と責任で実施することとなり、生野区においても、平成25年（2013年）3月に住民のみなさんに区政への関心や理解を高めていただくため、「生野区将来ビジョン<sup>\*</sup>」（以下、「区将来ビジョン」という。）を策定しました。

また、平成24年（2012年）12月に、区役所が地域の実情に応じた地域福祉の取組を推進するために、地域福祉の担い手となる住民のみなさん、団体、事業者、行政機関などが協働して地域福祉をより一層推進するための方針となる「大阪市地域福祉推進指針<sup>\*</sup>」が策定されています。

近年では介護保険法の改正をはじめとした各種の制度改正や、地域における福祉課題の複合化・複雑化により、これまで以上に地域の中での支えあいが必要となってきています。

生野区では、「区将来ビジョン」、「大阪市地域福祉推進指針」の趣旨を踏まえ、だれもが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉の課題解決にできる範囲で関わりを持つことによって、日々の暮らしの中で、安全・安心を実感でき、住みやすく魅力あるまちをめざすための地域福祉の指針となる「生野区地域福祉ビジョン」（以下、「地域福祉ビジョン」という。）を策定することとしました。

### 2 地域福祉ビジョンの位置づけ

地域福祉ビジョンは中長期的な視点にたって、関連する各種計画（「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画<sup>\*</sup>」、「大阪市障害者支援計画・障害福祉計画<sup>\*</sup>」、「大阪市次世代育成支援行動計画<sup>\*</sup>」、健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）<sup>\*</sup>」など）や区将来ビジョンとともに、市民参加や協働の促進、福祉サービスの利用支援など、共通の仕組みづくりを進める指針として位置付けます。

また、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会<sup>\*</sup>が、住民のみなさん・民間団体等の参画と協働を進めるために策定した活動・行動の指針である「大阪市地域福祉活動計画―地域福祉活動をすすめるための大切な視点―」と理念・方向性を共有します。

そして、平成18年（2006年）3月に策定した「生野区地域福祉アクションプラン<sup>\*</sup>」の取組とあわせ、区全体として地域福祉を推進します。

### 3 取組期間

取組期間については、大阪市地域福祉推進指針の取組期間と同様としますが、第5章に掲げる重点取組の取組期間については概ね3年を目途としつつ、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

## 第2章 生野区の概況と福祉課題の多様化・複雑化

### 1 概況

- ・ 人口 (H26.12.1 推計) 129,347 人 (男性 62,181 人 女性 67,166 人)
- ・ 高齢化率 (H22 国勢調査) 26.9% 2位/24区
- ・ 出生率 (H22 国勢調査) 6.3% 23位/24区
- ・ 高齢単身者率 (H22 国勢調査) 16.3% 2位/24区
- ・ 外国籍住民比率 (H22 国勢調査) 20.3% 1位/24区
- ・ 平均寿命 (H22 厚生労働省市町村別生命表)
  - 男性 76.7 歳 (市 77.4 歳)
  - 女性 85.4 歳 (市 85.2 歳)
- ・ 健康寿命 (H24 厚生労働省事務連絡) 男性 77.23 年 (市 76.12 年)  
女性 83.13 年 (市 81.86 年)
- ・ 死因 (H23 人口動態推計)

	男性	女性
1位	悪性新生物(がん)	悪性新生物(がん)
2位	心疾患	心疾患
3位	肺炎	肺炎
- ・ 特定健康診査受診率 (H24) 17.5% (市 19.9%)
- ・ がん検診受診率 (H25)

胃がん	4.2% (市 4.4%)
大腸がん	7.3% (市 8.5%)
肺がん	4.2% (市 5.2%)
乳がん	8.7% (市 10.7%)
子宮頸がん	14.7% (市 17.2%)
- ・ 空き家率 (H20 住宅土地統計) 22.0% 1位/24区

## 2 福祉課題の多様化・複雑化

少子・高齢化の進展や、核家族、単身世帯の増加など家族形態の変化、また、情報化社会の急速な進展は、地域のつながりの希薄化を招き、社会的孤立<sup>\*</sup>が広がっています。

また、非正規雇用の増加による雇用不安や、それにとまなう経済的困窮などにより、地域福祉の課題は、多様化・複雑化しています。

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、行政や地域からの援助の手が届かずに孤立死に陥る高齢者や「セルフネグレクト<sup>\*</sup>」の状態に陥る高齢者が増える傾向にあり、さらには、ひとり暮らし高齢者が、近隣の住環境にも影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」化へ関わるケースが増えていることなども問題となっています。

子育て世帯においては、育児不安やストレスを感じたときに身近な地域に相談できる相手がおらず、悩みを抱えたまま孤立してしまう状態に陥る事象がでてきています。さらに、近年では児童虐待やDVなど、これまでには認知されなかった問題が顕在化しており、子どもや女性を中心に考えた対応が求められています。

これまで、制度の谷間におかれ、必要な支援が届きにくいとされていた発達障がい<sup>\*</sup>について、社会全体で理解することが求められています。発達障害者支援法においては、発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりが求められています。

また、若者の「ひきこもり<sup>\*</sup>」や高齢者の「閉じこもり<sup>\*</sup>」などが顕在化しています。さらに、これらの現象が、同一世帯において複合的に発生し、実態把握が困難となっています。

一方、外国籍住民は言葉や文化の違いから情報が届きにくいため、適切な福祉サービスを受けられないといったこともあります。

地域の多様な生活課題を解決していくためには、これらの諸課題に関するさまざまなニーズを的確に受けとめ、公的な福祉サービスにより適切に対応するだけでなく、それだけでは充足できないニーズに対応することが不可欠です。

そして、障がい者（児）や高齢者、子育て世帯、外国籍住民等のだれもが安心して暮らしていける共生社会<sup>\*</sup>の実現に向け、お互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会をめざす取組を進め、地域福祉活動の担い手として参加する人が増え、その人たちがさまざまな場面でそれぞれ長所を発揮し、また補うことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

### 第3章 地域福祉ビジョンの基本理念

地域福祉ビジョンでは、住民のみなさんや社会福祉の専門機関\*との協働のもと、区役所が生野区の地域福祉を推進していくにあたっての基礎となる「基本理念」を、次のとおり定めます。

#### 基本理念

**だれもが地域とつながりをもって、  
安心して暮らせる共生社会の実現に向け、  
みなさんと力をあわせて、  
生野区らしい福祉をつくります**

この「基本理念」は、次の4つの目標を組み合わせてできています。

#### ◎だれもが地域とつながりをもって

障がい者（児）、高齢者、子育て世帯、外国籍住民等のだれもができるだけ住み慣れた地域で今までの生活が継続し、みんなとつながりをもって心豊かに暮らしていける地域づくりを支援します。

#### ◎安心して暮らせる共生社会の実現に向け

障がい者（児）、高齢者、子育て世帯、外国籍住民等のだれもが病気や失業など支援や介護が必要な状況になったときでも、住民のみなさんが主体性と誇りをもって、安心して暮らしていける支援体制を築いていきます。

#### ◎みなさんと力をあわせて

住民のみなさんや、地域で活動している様々な団体、社会福祉の専門機関など、区内の地域福祉の担い手のみなさん、さらには、福祉サービスの受け手のみなさんが、それぞれに得意な分野を活かして「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、一人ひとりの権利を大切に、その人の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりを支援します。

#### ◎生野区らしい福祉をつくります

生野区の地域性や区が直面している福祉課題、住民のみなさんが抱えている福祉ニーズ等を踏まえて、各種の制度なども十分に活用しながら、生野区らしい地域福祉を実現していきます。

## 第4章 地域福祉ビジョンの推進のための取組

### 1 地域支援システムの再構築

大阪市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成13年（2001年）度に「地域支援システム<sup>※</sup>」を構築し、平成17年（2005年）度からは、障がい者（児）や、子育て世帯への支援も含めすべての住民のみなさんを対象としたシステムへと充実させました。

生野区においても、既存の地域支援システムにおける子育て支援専門部会<sup>※</sup>や地域自立支援協議会<sup>※</sup>、高齢者専門部会<sup>※</sup>において、例えば、いわゆる「ごみ屋敷」化のケースでは、ひとり暮らしの高齢者と近隣住民の良好な環境を保全するための課題などさまざまな問題について検討し、その解決に向けた取組を行ってきました。今後も、さらに社会福祉の専門機関との連携を強めることにより地域支援システムの再構築を行ない、新たな活動団体とも協働をめざす総合的な福祉システムへと充実を図ります。

### 2 生野区地域支援システムとは

#### （1）校区等地域の福祉力を強化する仕組み

福祉コミュニティの基礎となるのは、校区等地域<sup>※</sup>で取り組まれている、さまざまな地域福祉活動です。

これまで民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域の方々による高齢者や障がい者（児）、子育て世帯等への見守りが行なわれてきました。今後はこれらに加え、地域まちづくり協議会<sup>※</sup>との連携を図り、地域で支えあう仕組みづくりを一層進めます。

平成25年（2013年）度から「地域ボランティアによる福祉のまちづくりを支援する事業」を実施していますが、引き続き、地域まちづくり協議会との連携、地域ボランティアへの支援を図り、福祉コミュニティの基礎となる校区等地域の福祉力の向上を図ります。

#### （2）区内の福祉の担い手たちのつながりを強化する仕組み

支援を必要とする人の生活をきめ細やかに支えていくためには、地域での福祉の担い手たちがネットワークを結び、既存の団体や新たな担い手となる人材や団体を活用するなど、地域での担い手のつながりの強化が不可欠です。

生野区社会福祉協議会や、これまで協働してきた住民のみなさんや地域団体が今まで培われてきた取組の再発掘をするとともに、新たな担い手の方々も参画できるよう支援していきます。

### 3 地域福祉ビジョンを推進するための区の役割

地域福祉ビジョンを推進するためには、上記仕組みを着実に進めていくことが必要であり、そのためには住民のみなさん、地域団体、社会福祉の専門機関、区役所が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこと（協働）が必要です。

生野区としても、地域の問題解決に向け「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を追求し、スピード感を持って取り組みます。とりわけ、区役所内では地域課題の解決に向け、組織を横断した体制を構築し、区役所全体で取り組みます。

地域福祉ビジョンの推進に向けた施策や取組の進捗状況については、区政会議<sup>\*</sup>に報告し、定期的に点検と評価を受けます。

## 第5章 地域福祉ビジョンの実現に向けて【重点取組】

生野区では、第3章に掲げる地域福祉ビジョンの基本理念を実現するために次の7つの取組を柱として、区の地域福祉を推進していきます。

### 取組の柱

- 1 みんなで進める地域福祉の推進
- 2 地域福祉の担い手づくりの推進
- 3 きめ細やかな福祉サービスの充実にに向けた連携の強化
- 4 地域における安全・安心の仕組みづくり
- 5 健康づくりの取組
- 6 権利擁護や虐待防止のための取組の推進
- 7 共生社会の推進

### 1 みんなで進める地域福祉の推進

#### 【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者の増加や、子育て世帯の孤立化など、地域社会全体で見守りや支援を行える仕組みづくりが必要となっており、これまでの公的な福祉サービス<sup>\*</sup>では充足できないニーズに対応することが不可欠です。

また、市内でもっとも多く外国籍住民と共生しているまちとして、多文化共生社会の発展に向け相互理解をさらに深めていくことが必要です。

こうした中、校区ごとに地域まちづくり協議会が設立されるなど、住民のみなさんによる自律的な地域活動の実現に向けての取組が進んでいます。

#### 【今後の取組】

生野区では、ひとり暮らしの高齢者や子育て世帯、福祉サービス等の情報が十分に届きにくい外国籍住民等に必要な情報を届けるとともに、孤立することのないよう利用可能な福祉サービスの利用促進を図ります。

そのために、区社会福祉協議会や区地域福祉アクションプラン推進委員会<sup>\*</sup>、民生委員・児童委員、主任児童委員など、これまで協働してきた地域団体、地域内の関係機関に加え、NPO、企業などの様々な活動主体の参加が可能な地域まちづくり協議会と協働し、地域福祉を推進します。

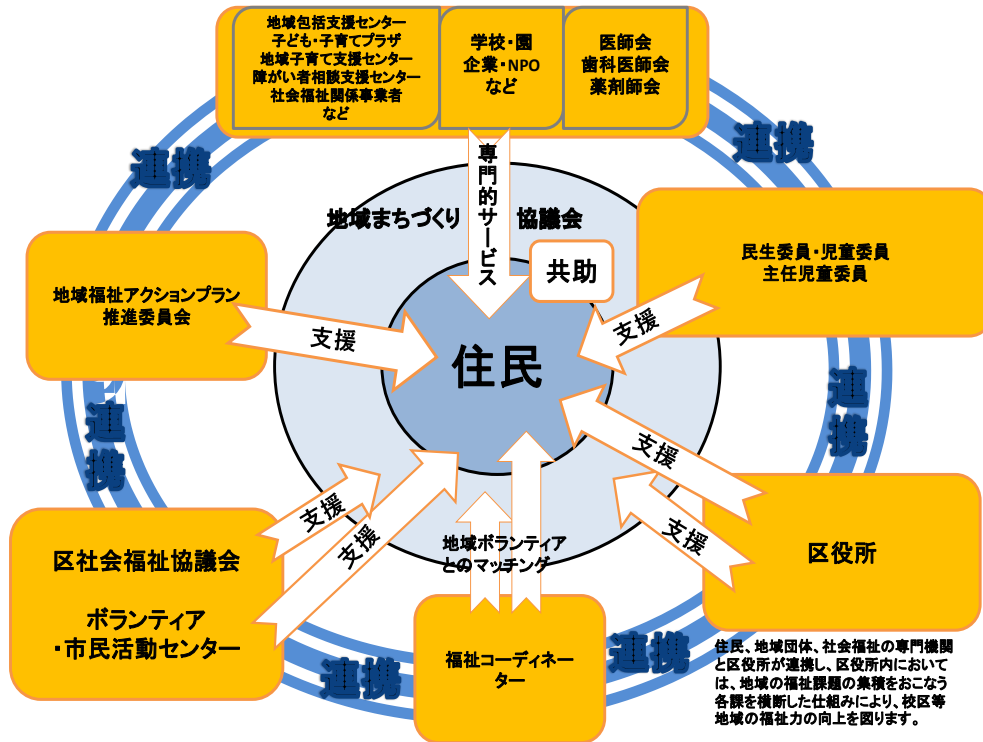


## 【成果目標】

きずなやつながりを大切だと感じている人の割合  
：平成 28 年（2016 年）度末までに 80%以上をめざします。

## みんなで進める地域福祉イメージ（図）

地域支援システムを活用し、さらなる連携をめざします



※あくまでもイメージ図であり、すべての社会資源を反映したものではありません。

## 2 地域福祉の担い手づくりの推進

### 【現状と課題】

現在、区地域福祉アクションプラン推進委員会では、多文化共生に向けての身近な課題に取り組むなど、地域福祉の充実に向けて活動しており、それらの活動を広げるために、ボランティア相談員の養成など、新たな地域福祉の担い手の育成に向けた取組が行なわれています。

しかしながら、若い世代やマンション住民などの地域活動への参加は低調となっており、担い手の不足や高齢化、平日の昼間に活動が可能な人の確保など、地域福祉を進めるうえで主体的な担い手として活動できる、多様な人的資源の確保が重要な課題となっています。

### 【今後の取組】

生野区では、これまでに協働してきた地域団体はもとより、ボランティア・市民活動センター\*とも連携し、区内の企業に勤務する人や、学校に通学する学生等、多様な人材が、生野区でのさまざまな地域の活動に参加できるよう、新たな担い手づくりの取組を支援します。

### 【成果目標】

地域での福祉活動に関心を持っている区民の割合：  
平成 28 年（2016 年）度末までに 60%以上をめざします。

## 3 きめ細やかな福祉サービスの充実にに向けた連携の強化

### 【現状と課題】

近年、地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、「見守り」「支えあい」などの「自助」、「共助」の機能低下が懸念されています。

この結果、行政や地域からの援助の届かずに孤立死や「セルフネグレクト」の状態に陥る高齢者の増加や、親の高齢化にあいまって、若者の「ひきこもり」や高齢者の「閉じこもり」が同一世帯において複合的に発生し、複雑化しているケースなどが見られる現状があり、これまで以上の支援が必要となってきました。

また、子育て世帯に対しては身近なところでの相談・支援や、発達障がいを早期に発見し幼児期から成人期までの特性に応じた適切な支援を行う体制づくりが求められています。

### 【今後の取組】

誰もが安心して暮らせるまちをめざして、高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、外国籍住民等へのきめ細かな支援をめざし、複合化・複雑化する課題に対して住民のみなさんと協働し、その解決に向けた取組を推進します。

また、赤ちゃんから高齢者まで年齢を問わず、障がいの有無、程度、種別にかかわらず、住民のみなさんが参加し、互いに支え合い、その人らしく生活していくことを支援するケアの運用が求められていることから、その円滑な導入について引き続き検討を行っていきます。

(1) 地域での福祉課題の実態を適切に把握して、スピード感を持って解決が図られるよう、子育て支援専門部会や地域自立支援協議会、高齢者専門部会との連携をさらに深め、施策の推進に努めます。

(2) 住民のみなさんや民生委員・児童委員、主任児童委員などが行なっている「見守り」や「声かけ」活動と区役所が協働し、住民のみなさんの暮らしに密着したきめ細かな支援をめざします。

また、「福祉コーディネーター<sup>\*</sup>」による、身近な人々との支え合いによる暮らしやすい地域づくりを支援します。

### 【成果目標】

地域での福祉活動がよりきめ細やかになったと感じている区民の割合：  
平成 28 年（2016 年）度末までに 60%以上をめざします。

## 4 地域における安全・安心の仕組みづくり

### 【現状と課題】

生野区は、古い木造住宅が多く残り、区全域で空き家率が高く推移し、さらには、区域の多くが密集住宅市街地となっているなど、住環境での課題があります。

また、東南海・南海地震が高い確率で発生することが予測され、さらには集中豪雨などによる都市型の災害も頻発しており、これまでの災害の状況なども踏まえた十分な防災対策を早急に行うことが求められています。万一のときにも高齢者や障がい者（児）など支援が必要な方を含めすべての住民のみなさんが安全に避難できるよう、地域で支援しあえる仕組みをつくる必要があります。

また、社会的孤立による「孤立死<sup>\*</sup>」の問題も、早急に対策に取り組むことが必要です。孤立死に至る前に、支援を必要とする人を見つけ、適切な支援につなげる仕組みが求められています。

### 【今後の取組】

災害発生や孤立死など生命身体の危険に対して平時より備え、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

- (1) 災害時の要援護者（高齢者、障がい者（児）、妊産婦、言葉の問題で情報が届きにくい外国籍住民など）の避難を支援するために、社会福祉施設や高齢者介護事業所、障がい者支援事業所をはじめ、区社会福祉協議会、地域、行政機関等の各関係機関との連携・協力体制である「きずなネット」を整え、要援護者に対する避難支援体制の整備・充実を進めていきます。

また、この体制を通して互いに顔の見える関係性が保たれ、高齢者や障がい者（児）等の要援護者の見守りが日常的に機能することをめざします。

- (2) 孤立死を防ぐため、関係機関との連携により、地域からの発信で始まった新聞配達等のライフライン事業者を中心とした区内の事業所と安否確認を行う連携システムの構築を図り、支援を必要とする人の見守りを行なっていきます。

### 【成果目標】

住民の防災意識が以前より高まったと感じている区民の割合：

平成 28 年（2016 年）度末までに 80%以上をめざします。

## 5 健康づくりの取組

### 【現状と課題】

生野区の出生率は 24 区中 2 番目に低く、女性の出産年齢は年々高くなっており、妊娠期から、安心して子どもを産み育てることができる環境と、身近なところで相談支援が利用できる体制づくりが必要です。また、発達障がいの早期発見や発達に課題のある児に対しては、専門の早期療育など

の支援の充実が求められています。

一方、生野区の高齢化率は 24 区中 2 番目に高く、平均寿命は男性 76.7 歳、女性 85.4 歳と大阪市平均（男性 77.4 歳、女性 85.2 歳）を男性は下回り、女性は上回っています。

また、健康寿命\*は男性 77.23 年、女性 83.13 年で男女とも大阪市平均（男性 76.12 年、女性 81.86 年）よりも長くなっていますが、各種がん検診や特定健康診査\*の受診率はいずれも大阪市平均を下回っています。

住民のみなさんがいくつになっても健康で元気に暮らしていけるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくりに取り組む必要があります。

### 【今後の取組】

- (1) 世代ごとの課題に合わせた妊産婦支援を充実します。

また、発達に課題のある児を育てる世帯に対し、早期発見や療育に対する支援を充実します。

さらに、民生委員・児童委員協議会やボランティアグループなどによる子育てサークル等の活動とのマルチパートナーシップ\*によるきめ細かな支援を行ないます。

- (2) 住民のみなさんの健康保持・増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上をめざし、地域や社会福祉の関係機関と協力して、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組めます。

また、「こころの病」の相談支援等についても、社会福祉の専門機関などとの協働や連携を強化し、住民のみなさんのこころの健康づくりの支援に取り組めます。

- (3) だれもが身近な場所で健康づくりを行うことができる環境づくりに取り組めます。また、すこやかパートナー\*や関係団体が行っている自主的な健康づくり活動や地域での健康づくりに関する支援活動を広く市民に周知するとともに、すこやかパートナーや関係団体と相互に連携・協力し、住民のみなさんの健康意識の向上や健康づくりの支援に取り組めます。

- (4) 認知症\*や要介護状態になっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの関係者の顔の見える関係づくりを行い、「生野区認知症高齢者支援ネットワーク会議」\*や「生野区の孤立死を防ぐ連携会議」\*による高齢者支援の輪を広げるための取組へ積極的に参画するとともに、関係団体とともに認知症予防・介護予防活動といった地域の環境づくりに取り組めます。

### 【成果目標】

健康づくりに関心があり、日頃から取り組んでいる区民の割合：

平成 28 年（2016 年）度末までに 70%以上をめざします。

## 6 権利擁護や虐待防止のための取組の推進

### 【現状と課題】

近年、高齢者世帯を狙った悪質な訪問販売や区役所の職員を騙り、金品を奪おうとする詐欺事件が多発しています。

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人々が安心して地域で暮らせるために、日常生活を支援していく仕組みが必要です。

また、虐待予防のため、介護や子育てなどの負担を少しでも軽減し、孤立を防ぐための取組が求められています。

### 【今後の取組】

判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活を支援していくため、必要な「あんしんさぼーと事業」\*や成年後見制度\*の周知と広報を充実します。

また、区役所が中心となり、相談や支援を行う事業所、医療機関、教育機関、警察等との連携を強め、女性・高齢者・障がい者（児）・児童やその介護者・保護者などに対し、消費者被害や虐待防止に向けた正しい知識の啓発と各種サービスの利用促進に向け取り組みます。

### 【成果目標】

高齢者や子育てに関する相談窓口を知っている区民の割合：  
平成 28 年（2016 年）度末までに 70%以上をめざします。

## 7 共生社会の推進

### 【現状と課題】

生野区には 50 カ国にも及ぶ外国籍の人々が、それぞれ違った言葉や文化を持ち、生活しています。その人口は区の 2 割を占めており、24 区中 1 位となっています。

それゆえ生野区には何十年と築かれてきた「ご近所付き合い」に多文化共生がなされているという良さもあります。それが「生野区らしさ」の一つであると考えます。

しかしながら、外国籍住民をはじめとした少数者（マイノリティ）は、情報が届きにくかったり、コミュニティの輪に入りにくかったりするのも実情です。またそのことさえもあまり知られていなかったりもします。

そういった問題を踏まえ、まちづくり、地域福祉の推進にあたっては、外国籍住民も含めただれもが健康で幸せに暮らしていける共生社会を実現していくために、外国籍住民にも配慮した体制づくりが求められます。

### 【今後の取組み】

共生社会の実現に向け、多文化理解を深めてもらうため、共に学ぶ機会を推進します。文字の読み書きの不自由さや文化的背景の違いにより生じる生活上の生きづらさや誤解など、日常生活では見過ごされがちなことを知ってもらう取組を進めます。

外国籍住民への情報提供や子育て支援など、外国籍住民が抱える課題やニーズも多様化しています。これらの課題への解決に向けて、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域福祉アクションプラン推進委員会、地域団体をはじめ、多文化共生のコミュニティづくりに活動するNPO等と協働して取り組みます。

**【成果目標】**

多文化共生がなされていると感じている人の割合：

平成28年（2016年）度末までに80%以上をめざします。

## 付属資料（用語の説明）

### 【あ行】

#### あんしんさぽーと事業

大阪市社会福祉協議会が行っている事業で、認知症、知的障がい等により、判断能力が不十分な方を対象として、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスなどの利用援助や金銭管理などのお手伝いするサービス。

#### 生野区将来ビジョン

「生野区将来ビジョン」は、生野区長が区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当理事として所管する事務も含め、生野区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての生野区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめ、区民の方々に明らかにするために策定しました。

#### 生野区認知症高齢者支援ネットワーク会議

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症高齢者だけでなく、今後急速に増加が見込まれる高齢者の在宅支援をするために、医療・介護・福祉も連携体制の構築を目指し、高齢者とその家族を支援するための取組を行っています。

#### 生野区の孤立死を防ぐ連携会議

区社会福祉協議会・各地域包括支援センター・行政が連携し、孤立死を未然に防ぐための体制作りを進めています。

#### 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

大阪市では、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策の推進に取り組んでいます。この計画では、これまでの「健康でいきいきとした豊かな生活の実現」「個々人の意思を尊重した生活の実現」「安全で快適な生活環境の実現」「利用者本位のサービス提供の実現」という基本方針を継承するとともに、次の 4 つの課題について重点的に取り組んでいます。

- ・高齢者の地域包括ケアの推進
- ・認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進
- ・市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり
- ・高齢者の多様な住まい方の支援

#### 大阪市障害者支援計画・障害福祉計画

この計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画であり、大阪市における障がいのある人に関わる施策の基本的方向性を示す「大阪市障害者支援計画（平成 24 年度から平成 29 年度）」と、障害者自立支援法に基づく市町村障がい福祉計画であり、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、障がい福祉サービスの見込量とその確保のための方策を定めた「大阪市障害福祉計画（平成 24 年度から平成 26 年度）」を一体的に策定したものです。

## 大阪市次世代育成支援行動計画

大阪市では、将来の大阪を担う次世代の育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間に、こどもや青少年と子育て家庭への支援を中心として、集中的・重点的に取り組む施策や事業を盛り込んだ「大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

## 大阪市地域福祉推進指針

大阪市では「新しい住民自治の実現」に向けて改革を進めているところであり、これまで、地域福祉のあり方も、市役所が計画をし、区役所が取り組むのではなく、市民に一番身近な区において独自の取組を進めるための指針として「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

## 【 か 行 】

### 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者、高齢者、外国籍住民等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

### 区政会議

基礎自治に関する施策等について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議。

### 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

### 健康増進計画「すこやか大阪21」（第2次）

大阪市では、平成 13 年 3 月、大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21」を策定しました。さらに平成 15 年 5 月、健康増進法が国民の健康づくりを積極的に推進する根拠法として制定されたこととともない、本計画を同法第 8 条に規定する「市町村健康増進計画」と位置づけ、推進してきました。しかしながら、最終年度にあたる平成 24 年度に最終評価を実施したところ、全体の目標項目の 5 割近くで改善がみられましたが、目標値に達した項目は 2 割に満たないという結果でした。大阪市として、これらの現状把握や最終評価から得られた課題を踏まえ、継続的に健康づくりを推進するため、第 2 次大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次）」を策定しました。

### 校区等地域

おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいいます。

### 公的な福祉サービス

戦後高度成長期の中で工業化、都市化が進み、地域社会に代わって、行政が福祉サービスとして高齢者や障がい者（児）、子育て世帯に対する支援を行うようになり、行政が担うサービスの領域。

### 高齢者専門部会

高齢者福祉に関する課題検討や対応システム作りに関する協議の場。



## 子育て支援専門部会

「大阪市次世代育成支援行動計画」に基づき、要保護児童等を中心とした課題解決にむけて、適確なサービスや調整や機関の連携等の効果的なネットワークシステムを構築し、地域における子育て世帯を推進するための組織。

## 孤立死

地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。

## 【さ行】

### 市政改革プラン

「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、平成24年7月に策定しました。

### 社会的孤立

家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態を指す。

### 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行なっています。

### 社会福祉の専門機関

区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、こども相談センター、学校、保育所、地域子育て支援センター、医療機関等の専門機関や、福祉サービス事業者や社会福祉施設、NPO等。

### すこやかパートナー

「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する企業・団体等を「すこやかパートナー」として登録し、その活動や、開催するイベント・講座などを大阪市が広く紹介をしたり、参加団体と市や区との協働・連携による健康づくりの活動を行っています。

### 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度。

## セルフネグレクト

飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。

## 【 た 行 】

### 地域支援システム

市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組の実施及び開発、関係先への提言を行なっています。

### 地域自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステム作りに関し、関係機関による中核的な協議の場。

### 地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

### 地域福祉アクションプラン

より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取組が推進されています。

### 地域福祉アクションプラン推進委員会

生野区地域福祉アクションプランを推進するため設置され、生野区の地域福祉の充実と区民の福祉向上をはかるための協議や決定などを行なっています。

### 地域福祉計画

市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画です。

### 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。

## 地域まちづくり協議会

校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みです。

## 特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

## 閉じこもり

閉じこもり（症候群）とは、生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、廃用症候群 11 を発生させ、さらに心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方です。老化に伴い、さまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外・地域から自宅内（敷地内を含む）へと狭くなっていきます。屋外や地域で、やるべきことがないと、どうしても日中の生活空間は屋内になりやすく、また、家庭における役割（買い物など）がない、あるいは地域社会における役割がないと、外出の頻度が低くなります。

## 【 な 行 】

### 認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）を指します。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたります。

### ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）

地域社会づくりと行政運営の双方において、より地域・住民に近い方がよりニーズに合った政策が実行できること。

## 【 は 行 】

### 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」とされています。

### ひきこもり

一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

### 福祉コーディネーター

ひとりぐらし高齢者の孤立死の防止、認知症の人への支援、障がいのある方々の通学の支援などに関して、真に支援を必要とする人と、地域ボランティアのマッチングを行ないます。

### ボランティア・市民活動センター

市町村社協や中間支援団体と連携し、地域に根差したボランティア・市民活動を推進するために様々な取組を進めています。

### 【ま 行】

#### マルチパートナーシップ

市民・地域団体・NPO・企業・行政など大阪のまちの担い手が互いに自律したパートナーとして協力しあう関係や場を具体化する考え。